

改正案

現行

<p>（海外発行証券の少人数向け勧誘）          第三条の三（略）</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第四十一条第一項、第四十一条の二第五項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。</p> <p>（対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲）          第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保</p>	<p>（海外発行証券の少人数向け勧誘）          第三条の三（略）</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第四十一条第一項、第四十一条の二第四項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。</p> <p>（対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲）          第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債券（新株予約券付社債券を除く。）で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保</p>
---	---

有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)

四 (略)

(開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項又は第二項の規定により開示用電子情報処理組織(法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。)を使用して電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は任意電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う者は、内閣府令で定めるところにより、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 前項の電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。ただし、この項の規定により既に電子開示手続又は任意電子開示手続のうちいずれかの手続について届け出たときは、この限りでない。

(磁気ディスクの提出による電子開示手続又は任意電子開示手続の

有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)

四 (略)

(開示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項の規定により開示用電子情報処理組織(法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。)を使用して任意電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う者は、内閣府令で定めるところにより、任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 前項の任意電子開示手続を行う者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。

(磁気ディスクの提出による任意電子開示手続の方法等)

方法等)

第十四条の十一 法第二十七条の三十の四第一項又は第二項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この条において同じ。)の提出による電子開示手続又は任意電子開示手続を行うための金融庁長官の承認を得ようとする者は、内閣府令で定めるところにより、磁気ディスクを提出する理由その他内閣府令で定める事項を記載した書面を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の承認を得て磁気ディスクの提出を行う者は、内閣府令で定めるところにより、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する磁気ディスクに記録して金融庁長官に提出しなければならない。

1 (開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続の適用除外)

第十四条の十一の二 法第二十七条の三十の五第一項第一号に規定する政令で定める事由は、電力の供給が断たれた場合その他の理由により、法第二十七条の三十の二の電子計算機を稼働させることができないこととする。

(登録手数料)  
第十七条 (略)

第十四条の十一 法第二十七条の三十の四第一項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の提出による任意電子開示手続を行うための金融庁長官の承認を得ようとする者は、内閣府令で定めるところにより、磁気ディスクを提出する理由その他内閣府令で定める事項を記載した書面を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の承認を得て磁気ディスクの提出を行う者は、内閣府令で定めるところにより、任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する磁気ディスクに記録して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(登録手数料)  
第十七条 (略)

2 前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合

2 前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合

を含む。 ) の規定による発行登録追補書類及びその添付書類 (以下この号において「発行登録追補書類及びその添付書類」という。 ) 並びに法第二十五条第四項 (法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 ) の規定による申請に係る書類 (発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。 ) の受理

二 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額 (その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。 ) が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社 (内閣府令で定めるものを除く。 ) に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長) に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 (五) (略)

3・4 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任 )

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者 (外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第

を含む。 ) の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項 (法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 ) の規定による申請に係る書類 (発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。 ) の受理

二 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額 (その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額) が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社 (内閣府令で定めるものを除く。 ) に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長) に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 (五) (略)

3・4 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任 )

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者 (外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第

三項、次条第五項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。 ) に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第五項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一(三) (略)

2・3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一条の二 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項及び第二項の規定による承認の権限、法第二十七条の三十の五の規定による承認の権限、第十四条の十第二項の規定による届出の受理の権限並びに第十四条の十一第一項の規定による書面の受理の権限(以下この条において「承認等の権限」という。)であつて第三十九条第一項第一号に規定する書類に係るものは、内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつ

三項、次条第四項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。 ) に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第四項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一(三) (略)

2・3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一条の二 長官権限のうち第十四条の十第二項の規定による届出の受理の権限は、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。 )に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

ては関東財務局長に委任する。

2 長官権限のうち、承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。次項において同じ。）であつて第三十九条第二項第一号に規定する書類に係るものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（同項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3 長官権限のうち、承認等の権限で、第三十九条第三項に規定する同条第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類に係るものは、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4 長官権限のうち、承認等の権限であつて第三十九条第四項第一号に規定する通知書及び第四十条第一号に規定する書類に係るものは、関東財務局長に委任する。

2 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限（次項から第五項までに定めるものを除く。）は内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限であつて次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）に係る権限

二 法第二十七条の五第二号の規定による申出に係る権限

4 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限であつて次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務

<p>5   長官権限のうち、承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五の規定による承認の権限を除く。次項において同じ。）であつて前条第一項第一号に規定する書類及び届出に係るものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。</p> <p>6   長官権限のうち、承認等の権限で、前条第二項に規定する同条第一項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類に係るものは、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。</p>	<p>局長に委任する。</p> <p>一 法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書に係る権限</p> <p>二 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書に係る権限</p> <p>三 法第二十七条の二十六第三項の規定による届出に係る権限</p> <p>5   長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第一項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限であつて、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号及び第二号に規定する書類（以下この項において「報告書」という。）の訂正に係る書類に係る権限は、当該報告書が提出された財務局長又は福岡財務支局長に委任する。</p> <p>（新設）</p>
--	---